

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月8日	不動産番号	2005000250017
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	高山市冬頭町			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
512番	田	466		昭和43年3月2日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 800番1、802番 〔昭和44年3月20日〕	
余白	雑種地	余白		②平成6年12月1日変更 〔平成6年12月22日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年1月8日	
余白	余白	464		③錯誤 〔令和7年7月17日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年1月5日 第111号	原因 平成6年12月27日売買 所有者 高山市花岡町二丁目18番地 高山市土地開発公社 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年1月8日
2	所有権移転	令和6年10月1日 第11231号	原因 令和6年10月1日代物弁済 所有者 高山市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年7月18日
岐阜地方務局高山支局

登記官

森本泰義



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55844 (1/2)

1/1